

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

## 令和元年度第1回浜松市景観審議会会議録

- 1 開催日時 令和元年6月3日(月) 午後3時00分から午後4時56分
- 2 開催場所 浜松市消防局6階 ホール
- 3 出席状況
- |      |   |
|------|---|
| 委員   | 黒田 宏治(会長)、 小杉山 晃一(職務代理者)、<br>安藤 精彦、 今福 剛久、 内山 隆之、<br>小浜 朋子、 堀内 秀哲、 松浦 悦子  |
| 事務局  | 大村 都市整備部長<br>土地政策課 山田 課長<br>八尋 課長補佐<br>袴田 景観推進グループ長<br>鈴木 景観広告グループ長<br>戸田 歴史まちづくりグループ長<br>緑政課 松島 課長<br>武田 緑地保全グループ長 |
| 欠席委員 | 毛涯 梨恵、 田中 里佳  |
- 4 傍聴者 2人(一般:0人、記者:2人)
- 5 議事内容
- ・ 議事
    - ・ 保存樹木の解除について  
(浜北区内野地内 真光寺) (諮問)
    - ・ 保存樹木の解除について  
(浜北区内野地内 龍泉院) (諮問)
    - ・ 浜松市屋外広告物条例の規定による区域等の指定の変更について (諮問)
  - ・ 事業報告
    - (1) 景観・屋外広告物について
    - (2) 歴史まちづくりについて
    - (3) 地域制緑地保全事業について
- 6 会議録作成者 緑政課 緑地保全グループ 宮崎  
土地政策課 景観推進グループ 伊奈

- 7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 無

## 8 会議記録

### 1 委嘱式

### 2 開会

### 3 議事

「保存樹木の解除について（浜北区内野地内 真光寺）（諮問）」

「保存樹木の解除について（浜北区内野地内 龍泉院）（諮問）」

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

安藤委員

事前に2つの案件を現地で簡単な調査をしました。1つ目の真光寺のイチョウですが、相当、横枝がつめられていて、形状まで変わってきています。イチョウの下方に枯れた枝がありますが、そのうち落ちると思われます。ちょうど樹木の下にはベンチがあって地域の人が通る場所にもなっています。安全という面を考えるともっとつめないといけないと思います。ですから横幅がもっとつまり、上が高くなりそうな気がします。樹木の縦ラインは割と枝がまだ若いので、すぐ枯れることはないのですが、景観上、樹齢400年とは思えない木になると思われます。また、樹木周辺が踏みつけられて地面が固められており、これだけ固まると大きく伸びることは難しいと思いますし、大抵、樹木は地面から1メートルぐらいの深さから栄養を吸収します。それより深い根っこは、樹木本体を支えるための根っこです。1メートル以内は地面が踏みつけられており、固結している状況でした。山へ行くと、地面がふかふかで、栄養がたっぷりした中で樹木が育ち、樹齢400年でも500年でも強く生きられますが、ここ（浜北）は難しいのではないかと思います。このまま無理に指定し続ける必要はないと思われます。つきましては、一回、指定解除し、つめるところはつめ、多少、環境配慮をして木が小さくなりますがもっと長く生きられるようにすれば良いと思われます。

続いて、龍泉院のカヤも見てきました。これは、非常に樹高が高いです。写真を

見ていただくとわかるようにこの樹木は景観が電信柱のようになっています。カヤの木はもともと枝が横に広がっているものです。人が憩うような大きな木になるのですが、今までいろいろなことがあって、樹木の枝が落ちたり、周りを破損しながら、枝がつめられて今の状態（電信柱）になったのではないかと思います。また、根元のところに空洞があると思いますので、樹木の芯がどれだけしっかりしているのか、ちゃんとした調査をしないとわかりませんが、樹高が高いので重心が相当上にいっていますので強風が吹いて、もし倒れると本堂を直撃する可能性があります。45度の角度で倒してみると絶対に本堂にぶつかる高さになります。どこで折れるのかわかりませんが、本堂が危ない。出来たての本堂を直撃するのは、ちょっと心苦しいと思われます。この木に関してもお話を聞いたところ、樹木の高さ3分の1程度上からつめれば、樹木が生き返る可能性があるのではないかと思います。倒木による被害が軽減されると同時に、高いところに水をあげないで済むので、もう少し下の部分から芽が出て、樹形が良い方向に変わればよいと思います。この日も樹木の表面は、元気だったと思います。一度仕立て直してあげるのもこの木のためであるのではないかと思います。以上です。

#### 黒田会長

ありがとうございます。今、現況調査について、安藤委員からご説明がありました。他にご質問があればお願いします。

#### 小杉山委員

この諮問書を拝見すると、危険だということで、今の安藤委員の説明のとおり、一度指定解除した上で適正な管理をするのは必要だと思います。諮問について異論はございませんが、今日の後の報告で地域制緑地の説明もあるかと思いますが、保存樹にしる、保存樹林にしる、浜松市内のつながった緑を造っていく意味では、ある役割をもっています。一度指定解除をした場合、それを補うような制度はないにしても、市の考えとして指定を解除した保存樹木、保存樹林の代わりに欠落した部分の手当をしていくというお考えはありますでしょうか。

#### 事務局

今、小杉山委員の指摘のあったことに対し、指定にあたっては、景観審議会に諮っている樹木は、我々として探すことはあろうかと思われます。私たちは、今、市民の森もお預かりしていますが、そういったものの中にそういった緑のベルトとして、保存できるようにするには、今、どうやって市民協働にもっていけるのか、守っていけるのか、我々も例えば、緑を守るような団体とまず接触を持ち、そういった団体の方たちの事業を支援し、緑を守っていけたらよいと思います。また、講習会も進めていきたいと思います。まずポイントとなる保存樹となるようなものについては、今後も指定するものとして検討していきたいと思います。

黒田会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

安藤委員

昔も今も人々が憩う場所とか、樹木の木陰の中でコミュニケーションをとるとかありますが、都市部は、やはり周りの環境がものすごく大きく変わっています。住宅が建ったり、道ができたり、コンクリートで埋められたりして過酷な場所だと思います。難しいとは思いますが、何かしら大きな記念樹とか、保存樹のような樹木がある周辺の環境を今後どう維持していけばよいか、少し考えを深めたいと思います。それから北遠部分を見ると、里山にとっても良い大きな樹木があります。山の中だったり水田だったり、いろんな里山の中に良い木があるのでそういったところを中山間地の振興も含めて目を向けるような形で何か指定をしていただきたいと思います。ですが、どのようにお考えでしょうか。

事務局

まず最初は、保存樹の周りの環境をどう保全していくかでございます。おっしゃるように保存樹の周りは、土が硬くなっているところでございます。今はそういった場所には立札、保存樹だよという表示をさせていただいていますが、栄養を吸収する範囲にツリーサークルとかそういうものすらない状況です。そういったものを例えば保存樹のところについても検討の一つに入ると思います。もう1点、里山に良い木があります。ですので、やはり、市街化調整区域とか市街化区域に残された木はやはりそこまでなるまでには長い年月がかかります。また、地域の方に守られてきたところでございますので、やはり我々もわからないので地域を通じてそういった保存樹木、保存樹林があるのかどうかも、一つの聞き取りというのでも考えていくべきであると考えます。

黒田会長

ありがとうございます。さまざまな意見がありましたが以上よろしいでしょうか。ここで質疑応答を打ち切りとさせていただきます。諮問に関しては、2点、真光寺、龍泉院の指定解除の件についてお謀りしたいと思います。異議はありませんでしょうか。

委員

(異議なし)

黒田会長

それでは了承されたものとします。

「浜松市屋外広告物条例の規定による区域等の指定の変更について（諮問）」

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

内山委員

インターチェンジができると、無許可で屋外広告物を設置する業者がいます。インターチェンジができた後、最初にチェックをしないと、5年先、10年先に撤去しようとしても難しくなります。また、許可を得た屋外広告物であっても、実際には基準を上回っていると思われるものも見受けられます。ですので、許可後のチェックも大変重要だと思います。

事務局

許可申請をしない業者もありますし、申請をしても申請内容と違うものが設置される場合もあります。違反しているものについては、適宜是正指導をまいります。

黒田会長

できたばかりの山間部の高速道路で、あらかじめ規制を指定して目を光らせていくという主旨かと思います。それでは、浜松市屋外広告物条例の規定による区域等の指定の変更について、諮問のとおり答申することでご異議ございませんでしょうか。

委員

（異議なし）

黒田会長

ご異議なしと認め、諮問については異議なしとして原案どおり答申いたします。

#### 4 事業報告

(1) 景観・屋外広告物について（土地政策課）

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

小杉山委員

定点観測について、評価・判断の仕方がよくわからないのですが、たとえば審議会に出される資料の中で、市の専門の職員が定点観測の結果、ああなったこうなったというコメントがあれば、我々専門外の人間にも判断しようがあるので、そういう資料をお願いしたいと思います。

事務局

定点観測の目的は景観誘導の効果を検証することとしていますが、たしかに写真を並べただけで、どこがどう変わったのか、こういったところで効果があったとかというところが記載されていないものですから、今後わかりやすい資料作成に心がけたいと思います。

黒田会長

地道な作業かと思いますが、報告をいただけると助かります。

安藤委員

はままつ広告景観賞 2019 に興味を持ったのですが、景観賞の内容や審査の結果について、市民にはどのように伝えているのでしょうか。

事務局

ホームページやフェイスブックを開設し、また、報道機関への記者発表をしています。すでに募集がはじまっています。

今年度は 7 月以降に応募作品の審査をしております。審査委員の方の審査もありますが、広く市民の意見をいただくために、ウェブ上で投票もできますし、市役所のロビーでも投票ができるようにしています。

例年、10 作品程度を表彰していますが、表彰作品についても、同じようにウェブ上で公表いたしますし、表彰式につきましては、どなたでも参加できるようにオープンにしています。前回は学生に参加していただいています。

安藤委員

市の広報紙には載らないですか。

事務局

広報紙には募集のお知らせを載せています。表彰作品については、広報誌のスペースの関係もあり、なかなか載せられないというのが現状です。

安藤委員

少し寂しいような気がします。広告には、都市の文化のレベルが表れるので、積極的に受賞作品を広報してもらいたいと思います。

事務局

実行委員会で様々な議論をしているのですが、やはりその辺は課題として挙がっています。フェイスブックを使った広報などを行っていますが、なかなか行き届かないというのが現状です。

黒田会長

2年に一回の開催であれば、広報誌に載せることもできそうですね。ぜひ積極的に受賞作品を様々な方法で広報してもらいたいと思います。

## (2) 歴史まちづくりについて (土地政策課)

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局 (緑政課)

〔説明〕

－質疑応答－

黒田会長

年内のどこかで進捗とかトピックを具体的にご報告いただけると我々も理解しやすいかと思います。

## (3) 地域制緑地保全事業について (土地政策課)

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

小杉山委員

この地域制緑地の保全事業につきましては、さまざまな分野で関わらせていただきましたが、この浜松市は合併してから非常に森林率の高い市になっていますが、実際には中区を中心とした都市部では決して緑地が多い地域ではなく、実際には、こういう制度を使いながら、増やしていくという方向が多分求められています。ただ、実際には台風の被害があるたびに市民の中には木が生えていると邪魔になるという話が出ていきかねない中で、どのような教育普及活動をやりながら、都市の中につながった緑を増やしていくのか、特に地域制緑地ですから、公有地ではなくて個人の中にもっている空き地、荒地などそういう部分を保全しながら、緑を駅の方まで繋げていくようなそういう考え方が必要で、これまでいろんな計画に関わらせていただきながら、やっぱりそういうのを増やすためには、都市の中で緑が繋がっていく価値をストレートに市民に伝えるような講習会、普及啓発活動が必要でそういうのがかつてはいくつかありましたが、それがなかなか継続されていない部分があるのではないかと気がしています。できれば都市の中でいろんなタイプの樹木や緑がきちんと駅にまで繋がっていくことで、浜松の中で潤いが出てくるものをストレートに伝えるようなイベントなり、講習会なりを、今後、工夫をしていただきたいという希望があります。

事務局

緑地については、市の事業だけで管理するのではなく、できるものは、市民協働を活用し、市民を巻き込んで保全活動に参加いただきたいというところでございまして、災害とはいえ、怖いものであるとかそういった印象を抱かせるものもございます。市民に参加していただき、緑地、樹林を保全する意義、意味を感じていただきたいです。こういった市民協働によって進めていくには人材が必要になって参りますので、それについては、まずはそういった緑、緑地、樹木にふれていただくように、ご指摘のとおり、例えば、竹林の伐採方法についてとか、道具器具の使い方などとかそういったことを事業として取り組んで市民に参加していただき、その中からここにありますところのふれあいの森守促進事業の方に参加していただける仕組みとしたいと思います。

小杉山委員

今、市の事業に対して何か補填しなければと常々思っており、例えば、今回、委員になられた安藤委員も専門的な方も市内もたくさんいるわけですし、街の自然の



環境の中で潤いが生まれるということ、市民の中に定着させていくには、今、実施している事業だけでは少ない印象を持ちます。来年度、再来年度の予算をとるような形で、新しいプロジェクトを生み、リーダー育成をやっていただけたらという希望があるので前向きにご検討いただければと思います。

#### 事務局

ありがとうございます。森守促進事業はスタートして平成30年度で3年になっています。また次の展開として緑政課として考えています。また、来年度の予算についてもこの時期から動き出しています。そういった中でより市民の参加がいただけるものになりたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 黒田会長

私の方から1点、畑違いでよくわかってないのですが、お手元の資料P7の下に台風の影響状況があります。保存樹・樹林130カ所の内43カ所で倒木があったというのは、これはかなり多いような印象があると思いますがいかがでしょうか。

#### 事務局

多いものと思われます。保存樹・保存樹林に指定している樹木それ以外の樹木にも倒木の被害がありました。倒木は43カ所でしたが、それ以外の被害についてもアンケート調査をしまして、ほぼ同数の枝折れの被害があったことも把握しています。

#### 黒田会長

倒木とか枝折れの自然災害はしょうがないといえばしょうがないですが、多いような印象があります。予防的なことが市として対策できないのかが1点。もう1点、倒木とか枝折れの後の処置とかあればよいのですが。前のページにあったとおり、制度は保存樹林年間5万/カ所、保存樹1万円/本の報償金がありますが、片付けとか適正維持のための費用負担もこういった自然災害なら市として何かバックアップするべきではないでしょうか。放置ということになると逆にマイナス効果になりかねません。事故に対するフォローアップに関して民間（所有者）主体でやるのは筋かもしれませんが、指定した以上は緊急時には緑のために何か手を差し伸べるものはあるべきではないかと思います。

#### 事務局

そうですね。台風が起きると、私たちが現地を確認しまして、もちろん市民の森、他にも公用地についてはやってはいかなくてはなりません。おっしゃるとおり、民有地については所有者にできるだけ管理していただきたいところですが、例えば、事前の被害の防止については、先ほどの森守事業でお話したとおり、日頃の樹木や竹林、樹木一般の管理方法について講座を開く事業を行っています。

こうした講座に参加していただき、台風に備えられるよう、市は広く広報するなど努力していきます。

黒田会長

保存樹、保存樹林計 130 か所ありますが、昨年度で 40 件／年間で（倒木したとなると）単純計算で 3 年経過したらすべてが被害を受ける計算になりますが・・・。

事務局

そうですね。

黒田会長

市として指定したものに対しては、特に自然災害でやむえないケースでは、何かフォローするとか検討いただくことが必要なのではないでしょうか。結局、倒木して駄目だから指定解除してくださいということになります。これでは撤退するものが増えていくことになります。これは、市としてはあまり望ましいことではないと思います。地震災害とか、大型台風などは、責任を所有者に負わされても、これは困るのではないかと思います。何か対策、検討をいただく必要があると思います。

事務局

管轄外であります。私（土地政策課長）も、今年 3 月 31 日まで公園管理事務所において、やはり昨年 10 月の台風は、あっちこっち被害がありましたが、怪我人がなくて幸いでした。やはりそういうレベルの台風であったと思います。そういう台風に対して不可抗力に対して、市（緑政課）でどう考えているかわかりませんが、松島次長と話した上で、今後、どういう考え方のもとでお答えすべきか確認したいと思います。公園関係でも昨年 10 月に起きた台風の処理で、今年 3 月時点でも処理が仕切れていない状況です。当然、民間で公園自体もそこまで剪定が行き届いている状況でない部分があります。また、日本に元々なかった木は、和地山公園のヒラヤマ杉が倒れたりした部分がありましたが、普段、大丈夫と思われた樹木も倒れた部分もあるので、そこら辺に対して、今回、どうやっていけばよいか松島次長と協議を考えていきたいと思います。先ほど、事務局の方から説明があったように普段からこういう剪定方法をすると、災害に強いよとか、本来の樹形と違いますが、そういう形の災害に強い樹形もあるなどといった講習を通じ、予防をすることのも手だと思いますので、進めていきたいと考えます。

黒田会長

それでは、以上で諮問案件を終了しますが、何か全体でご質問はございますでしょうか。以上をもちまして終了をさせていただきます。

黒田会長

それでは、以上で議事を終了します。議事進行を事務局へお返しします。

## 5 閉会

### <資料一覧>

- ・ 保存樹木の解除について（浜北区内野地内 真光寺）（諮問）  
「保存樹木の解除について（浜北区内野地内 真光寺）（諮問）」資料
- ・ 保存樹木の解除について（浜北区内野地内 龍泉院）（諮問）  
「保存樹木の解除について（浜北区内野地内 龍泉院）（諮問）」資料
- ・ 浜松市屋外広告物条例の規定による区域等の指定の変更について（諮問）  
「浜松市屋外広告物条例の規定による区域等の指定の変更について（諮問）」資料
- ・ 景観・屋外広告物について（事業報告）  
「景観・屋外広告物について（事業報告）」資料
- ・ 歴史まちづくりについて（事業報告）  
「歴史まちづくりについて（事業報告）」資料
- ・ 地域制緑地保全事業について（事業報告）  
「地域制緑地保全事業について（事業報告）」資料

## 9 会議録署名人

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_